

3月臨時教育委員会議事録

- 1 開催日 令和3年3月23日（火）
- 2 会場 大井川庁舎 2階 第3委員会室
- 3 開会 午後3時24分
- 4 出席委員 羽田明夫 教育長
大石智之委員（職務代理者）
奥川重子 委員
山竹葉子 委員
河江富男 委員
- 5 会議出席者 櫛田隆弘 教育委員会事務局長
増田洋一 教育総務課長
池田純也 学校教育課長
見崎孝之 社会教育課長
佐藤光夫 文化財課長
書記 片瀬能彰 教育総務課総務担当主幹
- 6 議事 別紙のとおり

羽田教育長	<p>【午後 3 時 24 分開会】</p> <p>皆皆さん、こんにちは。定刻前ですが、皆さんお揃いですので、只今から 3 月の臨時教育委員会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の議事録署名人は「大石委員」と「奥川委員」となりますので、よろしくお願いいいたします。</p> <p>小中学校の修了式、卒業式が無事終わりました、昨年度とは異なり、在校生も出席したと思います。また、昨日は、退職教職員感謝の会がありまして、今までの思い出を語ったりして、とても良い会であったと思います。明日は、管外転出者激励会が予定されています。一つ一つ滞りなく進んでいるところです。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議第 28 号 市長の補助機関である職員による教育委員会事務の補助執行に関する規則の制定について、説明をお願いします。</p>
増田 教育総務課長	<p>(説明概要)</p> <p>議第 28 号「市長の補助機関である職員による教育委員会事務の補助執行に関する規則の制定について」、教育委員会の議決を求めますが、提案理由としましては、令和 3 年焼津市議会 2 月定例会において、「市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を定める条例の一部を改正する条例」及び「焼津市部設置条例の一部を改正する条例」が可決されたことに伴い、教育委員会の規則を制定しようとするものであります。実は、この名称の規則は、平成 26 年に市長部局において制定され、第 2 条の表のうち、こども未来部の (1) 幼稚園教育に関すること。(2) 幼稚園の管理運営に関すること。生きがい・交流部 (現在、交流推進部) の (1) 焼津市立の小学校及び中学校の学校施設の夜間における使用に関すること。の 3 つの事務が規定されています。しかし、この規則の趣旨は、教育委員会の権限に属する事務を市長部局の職員に補助執行させるものであるため、市長部局で規則を制定するのではなく、おおもとの権限のある教育委員会において、規則を制定すべきということで、現在の市長部局で制定した規則を廃止し、改めて教育委員会規則として制定するものであります。合わせて、生きがい・交流部において補助執行する事務として、(2) 社会教育委員会に関すること。(3) 社会教育施設の設置及び廃止に関すること。(4) 成人教育及び青少年教育に関すること。(5) 社会教育関係団体の指導育成に関すること。(6) 青年学級の開設及び運営に関すること。を規定するものであります。</p> <p>説明は、以上であります。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします</p>

<p>全委員</p>	<p>す。よろしいでしょうか。それでは、お諮りします。議第 28 について、承認としてよろしいでしょうか</p> <p><異議なし></p>
<p>羽田教育長</p>	<p>それでは、承認とさせていただきます。続きまして、議第 29 号 焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則の一部改正について、説明をお願いします。</p>
<p>増田 教育総務課長</p>	<p>(説明概要)</p> <p>議第 29 号「焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則の一部改正について」、教育委員会の議決を求めるものでありますが、提案理由としましては、先ほどと同様に、条例の改正に伴い、関連規則の改正をしようとするものであります。まず、第 2 条の課の設置ですが、社会教育課と文化財課が市長部局に移るため、削除し、新たに「家庭・こども支援課」が設置されますので、教育委員会事務局は、教育総務課、学校教育課、家庭・こども支援課、学校給食課、図書課の 5 課になります。次に、第 3 条の分掌事務ですが、教育総務課の事務のうち、第 21 号から第 24 号までの「大井川庁舎関係の事務」が、大井川市民サービスセンターに移るため、削除となります。学校教育課の事務のうち、第 24 号の「家庭・子どもの支援に関すること」が、新設される家庭・こども支援課の事務になり、合わせて家庭・こども支援課の事務として、「青少年教育に関すること」「放課後児童クラブに関すること」「課内の庶務に関すること」を規定しています。それから、社会教育課と文化財課の事務は、市長部局に移るため、削除となります。第 5 条の 2「教育機関等の所管」ですが、まず、学校教育課の所管は、家庭・こども支援室が課になることから、教育センターだけになり、また、社会教育課がなくなることに伴い、青少年教育相談センターが、家庭・こども支援課の所管となります。それから、社会教育課所管の焼津中央広場、文化財課所管の歴史民俗資料館、焼津小泉八雲記念館が、市長部局の所管となるため、削除となります。最後に、第 6 条第 1 項第 7 号ですが、教育委員会が教育長へ委任できない事務として、「社会教育委員、焼津市図書館協議会委員及び焼津市青少年教育相談センター運営協議会委員を委嘱すること。」に改め、従前あった「焼津市公民館運営審議会委員、焼津市文化財保護審議会委員及び焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員」については、補助執行ではなく、事務そのものが市長部局に移管され、市長部局において委嘱するため、教育委員会規則からは削除することになります。</p> <p>説明は、以上であります。</p>

羽田教育長	説明が終わりました。御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。よろしいでしょうか。それでは、お諮りします。議第 29 号について、承認としてよろしいでしょうか。
全委員	<異議なし>
羽田教育長	それでは、承認とさせていただきます。 続きまして、議第 30 号 焼津市教育委員会処務規程の一部改正について、説明をお願いします。
増田 教育総務課長	(説明概要) 議第 30 号「焼津市教育委員会処務規程の一部改正について」、教育委員会の議決を求めるものであります。まず、第 3 条の表 1 の項、課長等の共通専決事項のうち、第 4 号の所属職員の年次有給休暇の承認について、1 回 7 日以内と限定されていたものを市長部局の規定に合わせるため、削除となります。次に、表 2 の項、教育総務課長専決事項のうち、第 2 号の大井川庁舎の維持管理について、所管が大井川市民サービスセンターに移ることから、削除となります。家庭・子ども支援課の新設に伴い、家庭・子ども支援課長の専決事項を新たに規定しています。また、市長部局への事務の移管に伴い、「社会教育課長専決事項」、「歴史民俗資料館長専決事項」、「小泉八雲記念館長専決事項」、それから、「公民館長専決事項」が削除となります。 説明は、以上であります。
羽田教育長	説明が終わりました。御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。よろしいでしょうか。それでは、お諮りします。議第 30 号について、承認としてよろしいでしょうか。
全委員	<異議なし>
羽田教育長	それでは、承認とさせていただきます。続きまして、議第 31 号 焼津市教育委員会等公印規程の一部改正について、説明をお願いします。
増田 教育総務課長	(説明概要) 議第 31 号「焼津市教育委員会等公印規程の一部改正について」、教育委員会の議決を求めるものであります。組織改正に伴い、公民館印と公民館長印の項を削除し、課長印の個数を 6 から 5 に改めるものであります。お

<p>羽田教育長</p>	<p>願います。公印台帳の様式ですが、上段の様式のうち、左側の保管者の年月日のところに、昭和のSが記載されていますが、これを削除するものであります。</p> <p>説明は、以上であります。</p> <p>説明が終わりました。御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。よろしいでしょうか。それでは、お諮りします。議第 31 号について、承認としてよろしいでしょうか。</p>
<p>全委員</p>	<p><異議なし></p>
<p>羽田教育長</p>	<p>それでは、承認とさせていただきます。続きまして、議第 32 教育委員会に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正について、説明をお願いします。</p>
<p>増田 教育総務課長</p>	<p>(説明概要)</p> <p>議第 32 号「教育委員会に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正について」、教育委員会の議決を求めるものであります。こちら組織改正に伴うもので、第 2 条の定義、それから公民館職員と文化センター等職員のうち、歴史民俗資料館と小泉八雲記念館の職員に関する規定を削除するものであります。</p> <p>説明は、以上であります。</p>
<p>羽田教育長</p>	<p>説明が終わりました。御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。よろしいでしょうか。それでは、お諮りします。議第 32 号について、承認としてよろしいでしょうか。</p>
<p>全委員</p>	<p><異議なし></p>
<p>羽田教育長</p>	<p>それでは、承認とさせていただきます。</p> <p>続きまして、議第 33 号 焼津小泉八雲記念館条例施行規則等を廃止する規則の制定について、説明をお願いします。</p>
<p>佐藤文化財課長</p>	<p>(説明概要)</p> <p>焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、規則の一部改正について、教育委員会の議決を求めます。提案理由といたしましては、令和 3 年度の組織改正により、教育委員会規則を廃止しようとするものです。廃止する規則は、焼津小泉八雲記念館条</p>

	<p>例施行規則のほか、6規則であります。なお、焼津市社会教育用具貸与規則を除いた6規則については、新たに市長部局にて制定することとなります。</p> <p>説明は、以上であります。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。よろしいでしょうか。それでは、お諮りします。議第33号について、承認としてよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p><異議なし></p>
羽田教育長	<p>それでは、承認とさせていただきます。以上で本日予定されていた内容は、すべて終了いたしました。事務局からなにかありますか。</p>
櫛田事務局長	<p>こども未来部と生きがい・交流部が補助執行ということで教育委員会に教育委員会事務局とともに出席する形となりますが、教育委員会の案件が、学校に関係する事項が多いのが現状でございます。このため、こども未来部と生きがい・交流部につきましては、議案があるときのみ出席とさせていただきます。不在のときに質問、要望等がありましたら、担当部に伝達しまして、次回に回答させていただく対応とさせていただきたいと思っております。</p>
全委員	<p><異議なし></p>
羽田教育長	<p>その他、なにかありますでしょうか。よろしいでしょうか。次回の開催予定であります。次回は、令和3年4月16日（金）午後3時30分から、大井川庁舎 2階 第3委員会室で行います。</p> <p>以上をもちまして、3月臨時教育委員会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">【午後3時44分閉会】</p>

